

第2編 基本構想

第1章 松伏町の将来像

1. 本町の将来像

まちづくりの課題に対応し、町民のための松伏町を創り上げるために、「松伏町の将来像」を次のとおり定めることとします。

笑顔と夢が花咲く、緑あふれるみんなのまち！

これは『子どもから高齢者まで、男女の区別なく、ハンディキャップに関係なく、いつから町に住んでいるかを問わず、すべての町民にとってのふるさととなる「緑あふれるまち」を、笑顔と夢をいっぱいに花咲かせることで、みんなで創り上げよう！』というものです。

「笑顔」には、優しさあふれる人づくりの意味が込められています。

「夢」には、どんなことでも大切に扱っていきたいという意欲と、前例がないことや想像ができないことでも前向きに取り組みたいという熱意が込められています。

「緑」は夢が花咲いた彩りと、松伏町の財産であり後世に大事に伝えたい水と緑を意味しています。

2. まちづくりの目標

将来像を実現するための行政分野別の目標を次のとおり定めることとします。

将来像

子育て支援 ～次世代育成のまちづくり～

安心して子どもを産み、子どもたちが心豊かで健やかに育つまち

地域社会づくり ～自己実現と地域文化を育むまちづくり～

人と人がお互いを認め合い、ともに暮らすふれあいのまち

福祉・健康・社会保障 ～自立と支え合いのまちづくり～

思いやりにあふれ、誰もがいきいきと元気に暮らせるまち

産業振興 ～地産地消のまちづくり～

土の恵みと賑わいと心のゆとりが彩る豊かな暮らしをうみだすまち

生活基盤整備 ～安心・安全・美しいまちづくり～

都市、人、水、緑が調和した、やさしさを感じる暮らしやすいまち

生活環境の充実 ～環境共生と循環型のまちづくり～

環境にやさしい生活と、人に安全な空間が彩る安心のまち

行財政運営の充実 ～行財政改革の推進～

総合的かつ経営的な行財政運営の推進

第2章 グランドデザイン

町全体の将来設計を示す「グランドデザイン」は、次のとおりです。

1. うるおいのある田園住宅都市の形成

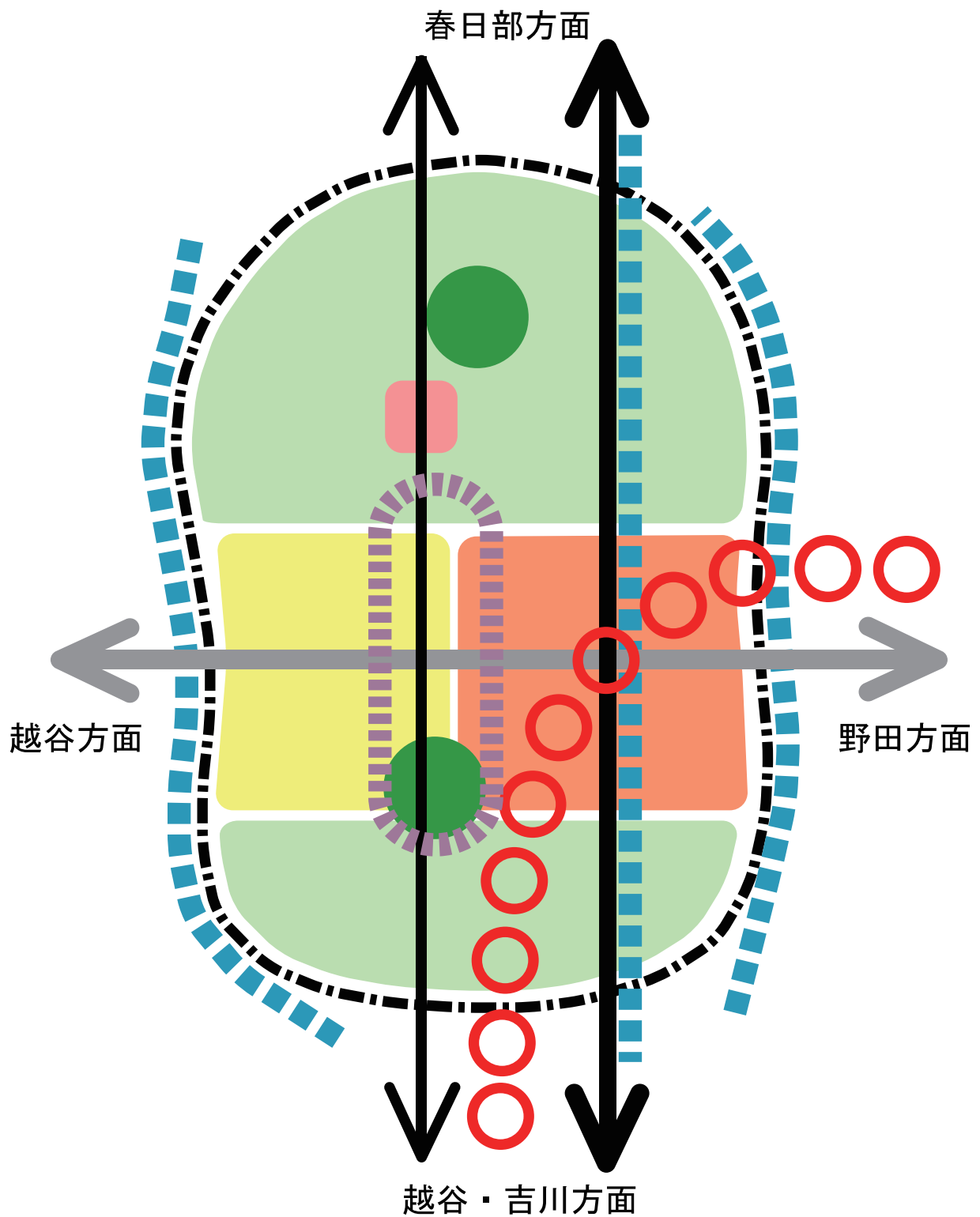
本町の景観は、江戸川、大落古利根川、中川の3本の河川がつくる水と緑、築比地台地の縁辺に残る斜面林、町の北部と南部に広がる田園空間や屋敷林といった貴重な緑が特色となっています。基本構想に定めるグランドデザインは、生活環境や居住空間と、町の特色である田園環境との調和を図ることを基本とします。

2. グランドデザインについて

本町の北部と南部に広がる豊かな田園環境が保全されている地域を、その環境を活用する空間とします。中央部には、東西方向に都市型土地利用の空間を設定します。

そして、これらの空間を「くらしの拠点」や「水辺空間」によって相互に結びつけることにより、町内の相互交流を促進します。これにより、地域の特色を活かした豊かな生活空間を、町民すべてが共有するとともに、町全体の調和ある発展をめざします。

名 称	内 容
閑静な住宅市街地	一戸建て住宅を中心とした緑豊かで閑静な住宅市街地の形成を図ります。
複合型新市街地	(都)東埼玉道路と(都)浦和野田線の結節点の周辺では、高速鉄道東京8号線構想と連動し、新市街地の形成を図ります。 ここでは、住・商・工の集積を図り、複合型市街地を形成します。
環境活用空間	都市型農業と米作を中心とした土地利用型農業を振興するとともに、生活環境の整備を進めます。
水辺空間	河川とその周辺地域では、水と緑の豊かな環境を楽しむことができる空間の形成を図ります。
南北の交通軸	南北方向の道路交通の主軸を(都)東埼玉道路とその側道、県道春日部松伏線～(都)松伏越谷線とします。
東西の交通軸	東西方向の道路交通の主軸を(都)浦和野田線とします
みどりの拠点	まつぶし緑の丘公園や松伏総合公園・松伏記念公園により、憩いと交流の場を提供します。
くらしの拠点	公共施設などがまとまって配置されている空間です。人が集まる空間としての利便性の向上を図ります。 例：学校給食センター、第一保育所、かるがもセンター、ふれあいセンター、保健センター、町役場、社会福祉協議会、消防署、郵便局、商業地、赤岩地区公民館、中央公民館、B & G海洋センター、記念公園、総合公園
高速鉄道東京8号線	東京都江東区の豊洲から千葉県野田市までを結ぶ路線で、平成12年1月に、運輸政策審議会から「2015年までに整備着手することが適当」と答申された路線です。



- 閑静な住宅市街地
- 複合型新市街地
- 環境活用空間
- 工業団地
- 水辺空間
- 南北の交通軸
- 東西の交通軸

- みどりの拠点
 - くらしの拠点
 - 高速鉄道東京8号線
- (図示した場所は、具体的な位置を示すものではありません)

グランドデザイン

第3章 将来人口

1. 将来人口の根拠

(1) 町の土地利用に大きな変更がない場合の将来人口

町の土地利用に大きな変化がない場合、引き続き若い夫婦と子どもから成る世帯の転入を想定し、平成25年度の人口を34,000人とします。

(2) 土地利用の大きな変化にともなう人口増

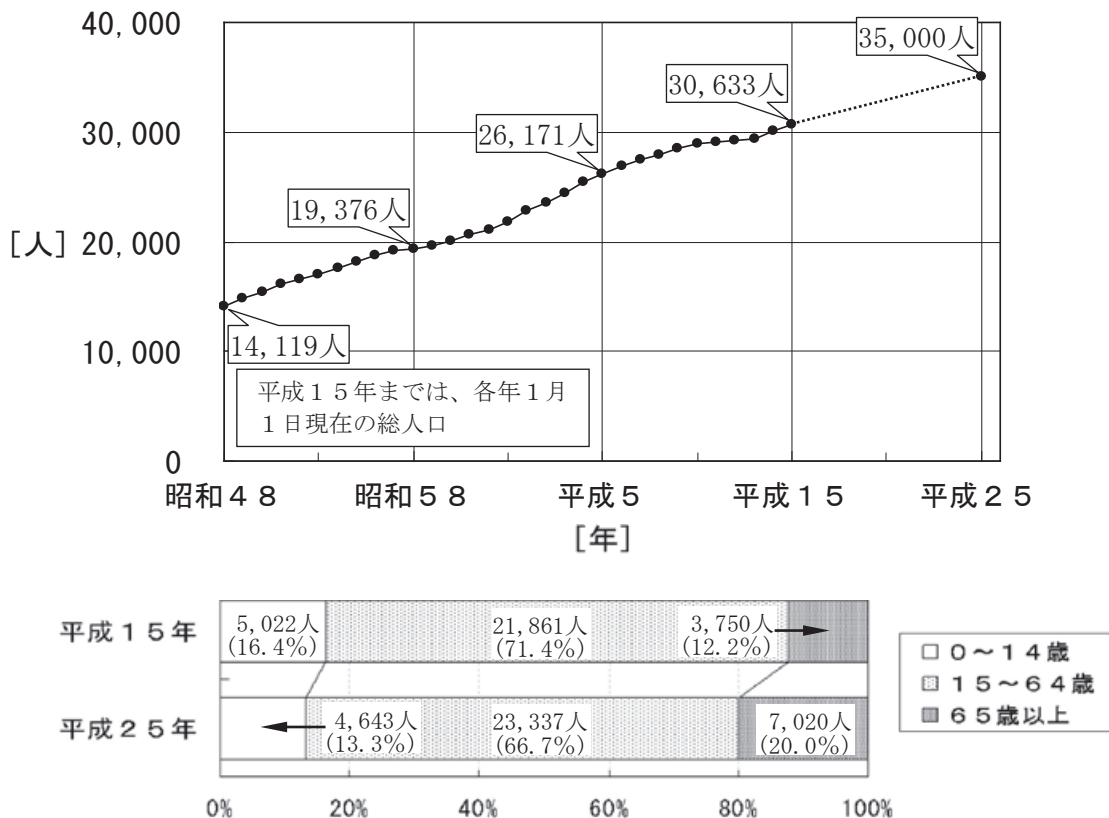
町のグランドデザインでは、土地利用の大きな変化として、*高速鉄道東京8号線構想と連動し、*(都)東埼玉道路と*(都)浦和野田線の結節点の周辺に新市街地を想定しています。この新市街地の平成25年度の人口を1,000人とします。

2. 平成25年度の将来人口

将来人口の根拠から、基本構想の目標年次である平成25年度の人口を

35,000人

とします。



*高速鉄道東京8号線：東京都内の豊洲、住吉、押上、亀有から千葉県野田市までを結ぶ予定の路線のこと。

* (都) 東埼玉道路：八潮市の東京外郭環状道路と国道16号をつなぎ町内を南北に縦断する自動車専用道路。

* (都) 浦和野田線：さいたま市の(都)新浦和越谷線から、越谷市を通り、町内を東西に横断し、野田橋へ接続する路線。

第4章 施策の大綱

将来像を実現するための各行政分野の「施策の大綱」は、次のとおりです。

大綱1. 子育て支援の施策 ～次世代育成のまちづくり～

(1) 子育て家庭への支援

子どもにとっての家庭は、基本的な生活習慣の習得と人格形成の基盤となる場です。親と子どもが心身ともに健やかに暮らせるよう、情報の提供、相談・指導体制の確立、学習機会の確保などを通して、子育てについての悩みや不安の解消に努めます。

加えて、乳幼児施策の充実、ひとり親家庭等への支援によって、子育てにともなう負担の軽減を図ります。

(2) 子どもが健やかに育つ環境の整備

地域で安心して子どもを産み育てることができるよう、母子保健や小児医療の充実を図ります。また、核家族化が進展する中で、育児と就労の両立の支援や緊急時の対応など、保育サービスの充実や質の向上に努めます。

さらに、児童虐待を防止し、子どもの権利を守るとともに、子どもを持つ親どうしの交流の機会を提供し、子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進します。

(3) 学校教育の充実

学校では、児童・生徒一人ひとりの能力や適性に応じ、その個性や創造力を伸ばす教育を推進します。充実した教育を行うため、新たな小学校の建設を検討するなど施設・設備の整備や、児童・生徒を直接指導する教員の資質の向上を図ります。

また、地域活動を通して社会の中で主体的に行動できる力を育成するとともに、豊かな心やたくましさを育んでいきます。さらに、教育相談体制の充実や就学に対する支援などを進め、教育に対する不安・負担の軽減を図ります。

大綱2. 地域社会づくりの施策 ～自己実現と地域文化を育むまちづくり～

(1) 人権の尊重

人が人として尊ばれ、心豊かに生きることができる社会を築くためには、自分の人権だけでなく、他者の人権も同じように尊重することが大切です。

町民一人ひとりが人権問題に関する正しい理解と認識を深めることができるよう、人権の擁護に対する総合的な取り組みの充実に努めます。

(2) 男女共同参画社会の確立

男女共同参画社会では、男女が自らの生き方を主体的に選択し、ともに責任を担い、その個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されることが必要です。

このため、意識改革や行政への女性参画の推進、相談体制の充実を図るなど男女共同参画の環境づくりに努めます。

（３）協働によるまちづくり

町民と行政の*協働によるまちづくりを進めるため、町民と行政との情報の共有化を推進します。また、町民の意見・要望を政策決定に反映する機会を拡充することにより、実効性のある町民参画システムの構築を図ります。

さらに、*コミュニティ活動、ボランティア活動を推進し、魅力ある地域づくりを進めます。

（４）生涯学習の推進

生涯学習は、町民の生活を向上させるだけではなく、活力ある地域社会を築いていくために不可欠です。このため、施設や人材など地域にある学習資源の有効活用を図るとともに、町民の学習を支援するための基盤整備や情報提供を進めます。また、学習成果を地域で活かすことができる仕組みを整備します。

さらに、文化芸術活動や生涯スポーツの充実を図り、町民一人ひとりが、生きがいと豊かな心を持つことができる地域づくりを進めます。

大綱3. 福祉・健康・社会保障の施策 ～自立と支え合いのまちづくり～

（１）地域福祉の推進

町民が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域福祉計画を策定し、保健福祉体制を確立するとともに、地域の民間福祉施設を活用し、充実した生活を送れる地域社会を基盤としたネットワーク環境の整備に努めます。

また、ともに支え合う地域社会を形成するため、学校や地域での福祉教育・福祉体験など多様な機会を活用して、福祉意識の啓発に努めます。

さらに、高齢者や障がい者（児）が地域の中で孤立することがないように、福祉ネットワークの中心である社会福祉協議会の活動を支援するとともに、ボランティアなど地域福祉を推進する人材の確保・育成を進めます。

（２）高齢者福祉の充実

高齢者一人ひとりの健康寿命を延伸させるため、健康の維持・増進活動を強化し、介護予防に努めます。また、生きがいと喜びをもって生活できる活力ある地域社会を築くため、高齢者の豊かな人生経験や技術・知識を活かした社会参加を促進します。

さらに、高齢者の自立を支援するため、*地域包括支援センターの増設など各種支援施設を拡充するとともに、地域ケア体制の構築など総合的な福祉サービスの充実を図ります。

*協働：一般的には協力して働くことをいうが、ここでは住民と行政が共通の意識を持ち課題に取り組むことをいう。

*コミュニティ活動：地域住民のふれあいや連帯を軸として、自主的に住み良い地域社会を形成すること。

*地域包括支援センター：介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で各市区町村に設置されている。

(3) 障がい者（児）福祉の充実

障がいを持つ人が健康で生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるよう、学習・就労機会の拡充や地域活動への参加を通して社会参加を促進します。また、生活支援を充実させるため、障がいを持つ人それぞれのニーズに合ったサービスの拡充や、関係機関との連携を強化することなどにより、支援体制の整備を図ります。

さらに、障がいのある人もない人も、ともに理解し合って暮らすことのできる社会を築くため、

*ノーマライゼーション理念の普及に努めます。

(4) 健康まっぶし21計画の推進

壮年期死亡の減少や健康寿命の延伸、生活の質の向上をめざして計画を推進します。2つの柱である「自分の健康は自分で守る」「みんなで進める健康づくり」と7つの健康課題領域を基本として、啓発活動や疾病予防対策の充実、推進体制の整備、生活習慣を向上させる機会の提供と支援に努めます。

また、町民がいつでも安心して適切な医療を受けることができるよう、初期救急医療体制の充実に努めます。

(5) 社会保障の充実

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険については、疾病の早期発見・早期治療・介護予防に努めるとともに、サービス供給体制の整備を進めます。また、保険財政の健全化を図るため、*レセプト点検の強化などにより医療費や介護保険給付費の適正化を進めるとともに、保険税・保険料の口座振替を促進し、収納率の向上に努めます。

低所得者に対しては、関係機関や民生委員との連携を密にし、相談・指導体制を強化して、自立を助長し、生活安定の確保を促進します。

大綱4. 産業振興の施策 ～地産地消のまちづくり～

(1) 農業の振興

消費地に近い立地条件を活かし、都市型農業を振興するため、特産品の開発や*地産地消を促進するとともに、*遊休農地を活用した直売所や町民農園の整備を支援します。

また、本町の北部と南部に広がる優良農地で行われている米作を中心とした土地利用型農業については、農地の利用集積や生産基盤の整備を図り、経営規模の拡大を促進します。

(2) 商工業の振興

本町の商工業を支える中小企業や商店を活性化し経営体質の向上を図るため、商工会と連携の強化に努めます。

また、地域経済活性化のため、*松伏インターチェンジ周辺の複合的土地利用の検討を進めるとともに、農業的土地利用との調整を図りながら、大川戸地区に新たな「工業団地」の誘致を検討します。

*ノーマライゼーション理念：障がい者や高齢者などが他の人々とともに地域で普通に生きる社会こそ当然であるという福祉の基本的考え。

*レセプト：Receipt。医療費の請求書。医療機関が、健康保険組合や市町村などの保険者に提出する、診療報酬明細書の通称。

*地産地消：地域で採れた農産物をその地域で消費すること。

*遊休農地：作物を収穫するための土地ではあるが、耕作者や担い手がなくて何も収穫できない荒廃した農地。

*松伏インターチェンジ：南北に縦断する(都)東埼玉道路と東西に横断する(都)浦和野田線の結節点（予定）の通称。

（３）就労環境の整備

求職者ができるだけ早く職に就けるよう、情報の提供や雇用に関する助成制度の周知など求職活動の支援を進めます。

また、勤労者が充実した生活を送ることができるよう、余暇活動の支援や融資制度の充実など勤労者福祉の向上に努めます。

（４）消費生活の質の向上

町民が安全な消費生活を送ることができるよう、意識啓発や情報の提供、消費者団体の育成を図ります。また、トラブルに巻き込まれた消費者を保護するため、早期解決のための相談体制の充実を図ります。

大綱5. 生活基盤整備の施策 ～安心・安全・美しいまちづくり～

（１）地域特性に即したまちづくりの推進

町全体の均衡のとれた発展を図るため、*高速鉄道東京８号線などの大規模プロジェクトの進捗状況と連動し、都市計画や農業振興地域整備計画などの土地利用計画を見直します。

また、町民が主体となり行政と協働・連携した、地域ごとの歴史や特性を活かしたまちづくりを進めます。

（２）道路網の整備

増大する自動車交通に対しては、人間優先の道路環境づくりを基本とし、利便性の向上に努めます。

町民の生活圏の拡大にともない、幹線道路については、未整備の*都市計画道路の整備を進めるとともに、県道の整備や適切な維持管理を要望していきます。また、身近な生活道路については、主要町道の整備と狭い道路の改善に努めます。さらに、適切な維持管理により、安全で快適な道路環境を確保します。

（３）公共交通の整備

本町の公共交通を担うバスについては、路線網の拡充や増発、停留所の整備などを進め、利便性の向上に努めます。

高速鉄道東京８号線の延伸については、具体化に向けた課題を整理し、事業化に向けた研究検討を行うとともに、国や県などに引き続き積極的な支援を要望していきます。

（４）総合的な排水対策

河川環境を保全するとともに、生活環境の改善を図るため、生活排水対策を進めます。

このため、*合併処理浄化槽の普及促進と、放流先となる水路を整備します。また、公共下水道と

*農業集落排水処理施設については、計画的な整備と供用開始区域での接続率の向上を図ります。

*高速鉄道東京８号線：東京都内の豊洲、住吉、押上、亀有から千葉県野田市までを結ぶ予定の路線。

*都市計画道路：都市計画法の規定により、円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために「都市計画決定された道路」のこと。ただし、都市計画決定は、実際の事業着手を意味するものではない。この冊子では、都市計画道路の路線名に「(都)」を付記している。

*合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所や風呂などからの排水）をあわせて処理する浄化槽のこと。それに対して、し尿のみを処理するものは単独処理浄化槽という。

*農業集落排水処理施設：農業振興地域内の農業集落を対象とした、汚水または雨水の処理施設のこと。農業用排水の水質保全や農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与している。

（５）上水道の充実

宅地化の進展と人口増加にともない、今後も水需要の増大が予想されるため、水資源の確保と、おいしくて安全な水の安定供給を越谷・松伏水道企業団とともに進めます。

また、水資源の開発にともなう水源地の負担を考慮して、今後も節水意識を啓発し、水の有効利用を図ります。

（６）水と緑のネットワークの形成

本町の特徴である水と緑については、保全・創造・活用することにより、豊かな生活空間の形成に努めます。

また、公園や緑地は、生活に彩りとうるおいを与えるばかりでなく、野鳥の生息空間や災害時の避難場所としてなど多様な機能を持っています。このため、まつぶし緑の丘公園の整備を引き続き促進を図るとともに、生活に身近な場所に公園・緑地や子どもの遊び場を整備します。

さらに、既存の公園などについては、適切な維持管理と施設内容の向上に努めます。

（７）まちなみ景観の保全・形成

本町の景観は、河川空間の水と緑のほか、築比地台地の縁辺に残る斜面林、田園空間や屋敷林、神社・仏閣・遺跡、地域ごとに歴史を積み重ねてきた住宅地、新たに整備された公共施設などにより豊かに彩られています。今後とも、町民と行政が一体となって、うるおいあるまちなみ景観を創り上げていきます。

大綱6. 生活環境の充実の施策 ～環境共生と循環型のまちづくり～

（１）環境の保全・創造

大気の温暖化といった地球規模の環境問題に対して、省エネルギーなどに行政が率先して取り組むとともに、環境にやさしい生活スタイルの構築をめざし、子どもたちにとってより良い未来の創造を図ります。

また、ごみの不法投棄や*愛がん動物の飼育マナーといった、身のまわりの生活環境の向上にも努めます。さらに、町民の健康を損なうことのないよう、環境調査を実施し、公害の発生防止に努めます。

（２）総合的なごみ処理の推進

限りある資源を有効に活用するため、ごみの排出抑制とリサイクルによる再資源化について、町民・事業者・行政が一体となった取組を進めるとともに、本町と東埼玉資源環境組合のごみ処理体制の充実を図ります。

これらの対策に最大限の努力をすることを前提に、有料ごみ処理の対象品目の拡大を検討します。

（３）交通安全・防犯体制の充実

年々増え続ける交通事故を減少させるため、交通安全意識や交通マナーの向上を図るとともに、交通弱者の視点に立った道路交通環境の整備を推進します。

また、犯罪を防止するため、関係機関と連携し、防犯意識の向上や防犯施設・設備の整備を進め、

*愛がん動物：猫や犬など、愛がんする目的で飼う動物。ペット。

安心して住むことのできる生活環境を形成します。

(4) 消防・救急・防災体制の充実

安全な生活環境を確保するため、各種防災施設の整備、建築物の耐震化、防災意識の啓発などを進めるとともに、消防団や*自主防災組織といった地域防災体制の整備・拡充を図ります。消防体制や救急救助体制の強化の取組については、吉川松伏消防組合とともに進めます。

また、河川のはん濫による大規模な水害を防ぐ取組や内水による浸水被害の防止、防災訓練の実施など、災害に強いまちづくりを進めます。

大綱7. 行財政運営の充実の施策 ～行財政改革の推進～

(1) 行政運営の改革

行政と町民のより一層の信頼関係のもと、協働・参画という新たな関係による行政運営を進めるため、徹底した情報の公開や説明責任の遂行を図るとともに、計画立案、施策の実行、評価の過程で町民参画を進めます。また、民間に委託できる事務事業を検討し、*コミュニティビジネスの育成を図るなど、行政と町民などとの新たな協働システムの構築を検討します。

また、効率的・効果的な行政運営を行うため、経営コスト感覚を備えた目的意識の高い人材を育成し、行政組織の活性化を図ります。

さらに、行政は地域で最大のサービス業であるという考えに立ち、サービス提供体制の整備に努めます。

(2) 財政運営の改革

厳しい経済状況下での財政を健全に運営するため、公正・適正・正確な課税と納税しやすい環境づくりを進め、町税を中心とした*自主財源の確保に努めるとともに、新たな財源の研究・検討を進め、財源の確保を図ります。あわせて、経費削減や事務事業の見直しを行い財政の健全化に努めるとともに、財政状況を公開し、透明性の確保に努めます。

(3) 広域行政の推進

町民の日常生活圏の拡大や行政需要の多様化にともない、一つの自治体を越えた課題が増加しつつあります。そうした課題に対応するとともに、財政投資の効率の向上のため、広域行政をさらに推進します。この中で、有効な手段の一つである*市町村合併については、国や県の動向を見据え、町民に対して利益を最大限に還元できるよう推進します。

*自主防災組織：地域住民が災害から自分たちの地域は自分たちで守ろうとする連帯感と住民の隣人相互扶助の精神に基づく、自治会単位の住民による防災組織のこと。

*コミュニティビジネス：地域社会のニーズを満たす有償方式の事業のこと。自己の利益を第一の目的とせず、地域の問題解決など地域の利益の増大を目的とするビジネス活動といえる。株式会社や有限会社などさまざまな形態で行われている。

*自主財源：地方自治体の財源には、自らの権限で収入しうる財源と、国を経由する財源で自治体の裁量が制限されている財源とがあり、前者を自主財源と呼び、後者を依存財源という。主として地方税であるが、そのほか使用料や手数料なども自主財源である。

*市町村合併：2つ以上の市町村の区域をもって1つの市町村としたり、区域の一部を他の市町村に編入したりして市町村の数の減少をとまなうもの。

地区別計画

分野ごとの計画とは別に、きめの細かいまちづくりを推進するため、地区ごとに、整備方針や主な施策を掲げた計画を策定します。この地区別計画を策定することにより、町民にとって身近な総合振興計画とし、まちづくりへの関心と協力を得て、計画の実現性を高めます。

